

指定管理者制度における 申請書関係の様式

令和7年8月
東広島市都市交通部都市整備課

目次

1	様式－指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	様式－東広島運動公園事業計画書（一般）・・・・・・・・	2
3	様式－誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	様式－公の施設の管理運営実績に係る申立書・・・・・・・・	7
5	様式－共同企業体協定書（例）・・・・・・・・・・・・・・	8

別記様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

東広島市長 様

主たる事務

所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり、東広島運動公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人にあつては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他市長が必要と認める書類

東広島運動公園事業計画書（一般）

申請年月日 令和 年 月 日

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

1 団体について

団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス		担当組織名	
		担当者氏名	

2 貴団体が他に行っている業務について（他にある場合に記入）

現在他に行っている業務名	発注者名	業務実施地	業務開始年月日

3 業務の実績について（施設管理運営について実績がある場合に記入）

業務名	業務実施地	業務内容	管理期間

※次の4から11については、A4サイズで別途作成すること。

4 管理運営に関する基本方針について

- ア 管理の基本方針（東広島運動公園の設置目的である市民生活をエンジョイするスポーツレクリエーション振興の中心的拠点施設としての運営を行う上での基本的な考え方を記載してください）
- イ 運営業務（自主事業を含む）を行っていく上での基本方針
- ウ 管理業務を行っていく上での基本方針
- エ 利用料金についての基本方針
- オ 達成目標

5 運営業務（自主事業を含む）に関する計画について

募集要項の6業務の基準(2)①に掲げる「東広島運動公園の事業の実施に関する業務」にどのように取り組むのか示してください。その中で、次の項目についても説明してください。

- ア 市民の平等な利用
- イ 利用料金
- ウ 広報宣伝、誘致活動
- エ 貸館業務の手続等
- オ 利用者の増大、施設稼働率の向上
- カ 他の団体・地域との連携
- キ 利用者の意見・要望への対応（利用者アンケート等）
- ク 自主事業の取組、物販その他のサービス

6 管理業務に関する計画について

施設等を良好に維持するための管理業務についての計画を示してください。

- ア 施設等の維持管理業務（清掃、設備機器保守、植栽等の維持管理）
- イ 利用者の安全を確保する取組、事故防止対策（警備、危機管理マニュアルの整備等）
- ウ 地元及び関係団体との協調に関する考え方

7 適正な事務や経理に関する計画について

次の項目についての計画を示してください。

- ア 事務処理、会計処理の基準
- イ 日報、月次業務報告書等の作成
- ウ 各種帳票や台帳の整備
- エ パソコン等 IT の活用

8 企業（団体）倫理の取組について

次の項目について示してください。

- ア 申請者の企業（団体）倫理、コンプライアンスについての考え方及びこれまでの取組
- イ 指定管理者として公の施設の管理を行うに当たっての企業（団体）倫理、コンプライアンスの心構え、取組方針

9 その他の計画について

次の項目について計画を示してください。

- ア 危機管理（防災、事件、事故等に備えた体制整備等）
- イ 個人情報保護（取得した情報の管理体制等）
- ウ 情報公開（情報公開条例に基づく情報公開の推進体制等）
- エ 環境負荷低減（省エネ対策のための工夫等）
- オ 次世代育成（次世代育成のための工夫等）

10 管理体制と組織に関する計画について

次の項目について示してください。

ア 組織図とその特色の説明

イ 組織図に記載された職員の雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容保有資格等

ウ 従業員の賃金については、広島労働局が示す「広島県の最低賃金」を保証することはもとより、さらにより優位な労働条件を確保するように努めること。

（「広島県の最低賃金」が確保されない場合は、第1次審査において欠格者として扱う）

エ 人材育成方針

オ 公の施設の管理者として必要な職員研修計画（救急救命研修、人権研修等）

カ 外部委託（委託する業務、人員、必要資格・経験等、委託予定先、委託先選定理由）

キ 現在、東広島運動公園の管理に従事している職員（嘱託職員、臨時職員）の再雇用に関する考え方（※参考として確認するために聴取するが、指定管理者の選定審査には影響しないこととする。）

ク 障がい者の雇用計画（雇用の有無、計画の内容）

11 その他

提案事項があれば記載して下さい。

12 東広島運動公園管理運営に係る収支計画書（一般）

収支計画について記載してください。

（単位：千円）

区 分			1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	合 計		
			R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度			
収入	指定管理料									
	利用料金									
	その他									
	計									
支出	人件費	役職員	人							
		一般職員	人							
		臨時職員	人							
		その他	人							
		小 計								
	管理費	需用費	光熱水費（重油を含む）	55,635	55,635	55,635	55,635	55,635	278,175	
			小修繕費							
			その他							
		外部委託料	保守点検業務							
			清掃業務							
			保安警備業務							
			衛生管理業務							
			植栽管理業務							
			その他							
		修繕工事費（中修繕）								
	小 計									
	事務費	旅費交通費								
		消耗品等								
		役務費（通信費等）								
		印刷製本費								
		事務用品リース料								
		広報活動費								
		振込手数料								
		小 計								
	その他	使用賃借料・賃貸料								
		備品購入費								
		保険料								
		利用促進費								
		福利厚生費								
		公課費	消費税等							
			その他							
		その他	企業体事務費							
			企業体会議費							
			研修費							
	小 計									
	計									
収支差引										

※人件費に関わる設定基準（1人あたり）

区分	月額			年額
	賃金	各種手当	計	
役職員				
一般職員				
臨時職員				
その他				

誓 約 書

令和 年 月 日

東広島市長 様

東広島運動公園の指定管理者の指定申請を行うにあたり、法人等又はその代表者等が次の事項に該当しないことが真実であることに相違ありません。

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により東広島市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く。）
- 5 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体、暴力団などに利益となる活動を行う団体、及び暴力団などに暴力的不法行為などをさせた団体
- 7 市県民税、消費税、地方消費税及び法人税を滞納している者

様式第4号

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

公の施設の管理運営実績に係る申立書

東広島運動公園の指定管理者の指定申請に当たり、同種又は類似施設の管理運営実績については次のとおりです。

区 分	内 容
施 設 の 名 称	
所 在 地	
所 有 者	
管理運営業務の期間	
施 設 の 規 模	
管理運営業務の内容	
管 理 運 営 体 制	
収 支 状 況	
そ の 他	

添付資料

同種又は類似施設の管理運営実績があることを証する書類

共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、「東広島運動公園（以下「運動公園」という。）の管理運営業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和 ____年 ____月 ____日に設立し、運動公園を管理する指定期間の満了後3ヶ月以内を経過するまでは解散することができない。

2 運動公園の指定管理者となることができなかつたときは、企業体は前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成員及び所在地及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	_____
団 体 名	_____
所 在 地	_____
団 体 名	_____
所 在 地	_____
団 体 名	_____

（代表者の名称）

第6条 企業体の代表者は、_____とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、当該施設の業務に関し、企業体を代表して、東広島市と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理経費の請求、受領をする権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該施設の業務内容について変更があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

団 体 名	_____	_____ %
団 体 名	_____	_____ %
団 体 名	_____	_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、運動公園の業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、管理業務の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、当該施設の業務に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 企業体は、単年度（4月1日開始3月31日終了）ごとに決算するものとする。

（利益金の配分の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を分配するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、東広島市及び他の構成員の承諾がなければ、企業体が運動公園を管理する期間が満了する日まで脱退することができない。

2 前項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員が運動公園を共同連帯して管理するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の際に欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のいずれかが、運動公園の業務において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び東広島市の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第17条 構成員のうちいずれかが企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、企業体による運動公園の管理につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印したうえで、各自所持するとともに1通を東広島市に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称.....共同企業体

団 体 名.....

代表者名.....印

団 体 名.....

代表者名.....印

団 体 名.....

代表者名.....印